

<職場内での回覧をお願いします>

## 令和2年度 山梨支部 健康保険料率 / 介護保険料率

加入者及び事業主の皆様は必ずご確認をお願いします！

令和2年2月分（3月納付分）まで

健康保険料率

9.90 %

介護保険料率

1.73 %

令和2年3月分（4月納付分）以降

《健康保険料率》

9.81 %

《介護保険料率》

1.79 %

※ 介護保険料率は全国一律です。

※ 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

### 【平成30年度実績】インセンティブ制度の順位は全国37位、上位23位内に入れず…

平成30年度から協会けんぽに導入された「インセンティブ（報奨金）制度」において、山梨支部の平成30年度実績に基づく順位は**全国37位**でした。上位23位内に入れなかったため、報奨金による健康保険料率の引き下げが受けられず、令和2年度の健康保険料率に報奨金原資の拠出分が上乗せされています。

### 加入者・事業主の皆様をお願いしたいこと

- ① 年に1度は必ず「**健診**」を受けましょう！
- ② 特定保健指導の対象となられた場合、必ず「**特定保健指導**」を受けましょう！
- ③ 健診結果で「要治療（要再検査を含む）」が出た場合、速やかに医療機関を受診しましょう！
- ④ 服用するお薬は「**ジェネリック医薬品**」をご選択ください。

お問い合わせ先：055-220-7750（代表）



# 退職後は保険証の切替手続きをお忘れなく！

退職後の健康保険を下の3つより選択し、ご自身でお手続きください。

加入先	国民健康保険	任意継続	ご家族の健康保険の被扶養者
加入条件	お住まいの市町村にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"><li>退職日までに被保険者期間が継続して<b>2ヶ月以上</b>あること</li><li>退職日の翌日から<b>20日以内</b>に手続きをすること</li></ul>	ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります。ご家族の勤務先にご確認ください。
保険料	加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。	退職前に控除されていた健康保険料をおおよそ2倍した金額となります。 (金額には上限があります)	被扶養者分の保険料負担はございません。
お問い合わせ先 (申請先)	お住まいの市町村	お住まいの都道府県を管轄する協会けんぽ支部 (協会けんぽに加入していた場合)	ご家族の勤務先

任意継続にかかるお問い合わせ先：055-220-7752（業務グループ）

## 在職時の保険証が使用できるのは退職日当日まで！

事業所様への  
お願い

従業員の保険証は、扶養家族分も含め、**退職日当日までの回収**をお願いします。

従業員様への  
お願い

退職後に在職時の保険証を使用した場合、協会けんぽから医療費の返還を求めることとなります。**保険証の使用期限を必ず遵守**して下さい。

お問い合わせ先：055-220-7753（レセプトグループ）

## 令和2年度の健診にかかる重要なお知らせ

**生活習慣病予防健診**（35歳以上の被保険者を対象とした健診）

令和2年度より協会けんぽへの補助の申請（申込書の提出）は不要となります。

詳細は『生活習慣病予防健診のご案内（3月下旬以降送付予定）』をご参照ください。

**特定健康診査**（40歳以上の被扶養者を対象とした健診）



対象の方には『特定健康診査受診券（セット券）』をお送りいたします。（4月上旬以降一斉送付）

4月の一斉送付では1月中旬のデータをもとに作成・送付いたします。新たに被扶養者となられた方で『特定健康診査受診券（セット券）』が届かない場合は、大変お手数ですが保健グループまでご連絡をお願い申し上げます。

お問い合わせ先：055-220-7754（保健グループ）